

<解説>「控除対象扶養親族」の「区分」欄の番号の意味

源泉徴収票の「控除対象扶養親族」の「区分」欄について、国税庁ホームページの[「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」](#)では、下記1、2のとおり記載することとされています。システムの印刷内容は下記3のとおりです。

1. 「控除対象扶養親族」が非居住者である場合の「区分」欄の記載方法

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。

●控除対象扶養親族の分類

控除対象扶養親族等の分類	記載方法
居住者	00※1
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生(※2)）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金(※3)）	04

※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

2. 特定親族が「特定親族特別控除」の適用を受ける場合の「区分」欄の記載方法

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別 控除の額	区分		合計所得金額
	特定親族が居住者	特定親族が非居住者	
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。

2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。

3. システムの印刷内容

(1) 「控除対象扶養親族」の「区分」欄

源泉徴収票・給与支払報告書の「控除対象扶養親族」の「区分」欄は、年調社員情報で入力したその親族の「非居住者」欄の要件の選択に応じて、下記(1)のとおり印刷されます。

ただし、生年月日に基づく年齢が「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」に該当する場合は、「留学」「障害者」「38 万円以上の支払」を選択している場合であっても、「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」が選択されているものとして、「01」を印刷します。

「非居住者」欄の要件の選択（入力内容）	印刷内容
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上	01
留学	02
障害者	03
38 万円以上の支払	04

(注) 「いずれにも該当しない」を選択していた場合は、控除対象扶養親族に該当しないものとしてシステムで自動判定されます。

(2) 特定親族が「特定親族特別控除」の適用を受ける場合の「区分」欄

上記 2. のとおり印刷されます。

【ご参考（「摘要」欄の「退職手当等を有する扶養親族」が非居住者の場合の印刷内容）】

「摘要」欄に印刷される「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の氏名等について、その扶養親族が非居住者に該当する場合は、上記(1)の要領で、「(01)」等が印刷されます。

例：(1)(退)田中 一郎 扶養親族 平成 10 年 2 月 2 日 住所 (01) 480,000 円 ひとり親
以上